

保護者様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県内の保育施設においては、在園児がインフルエンザに罹患した後、登園を再開する際には、医師の治癒証明書を提出してもらうという取り扱いがなされているものと思われます。しかしながら、インフルエンザの流行期においては新型コロナウイルス感染症対策の為、園への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては改めてお知らせいたします。尚、インフルエンザとは「流行性」と「新型」の両方を指します。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症においては高南幼稚園独自のルールを適用します。

発症した日から1週間、月曜日に発症した場合は翌月曜日から登園可能となります。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	発症	欠	欠	欠	欠	休
休	登園可能→					

◎インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、治癒し登園する際3日間は念の為マスク着用のご協力をお願いします。